相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県野田市山崎貝塚町一二三番地の一五、最後の住所千葉県野田市山崎一三八七番地の二　被相続人　亡　田中喜久治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十日

東京都豊島区東池袋一丁目一五番一号真下ビル七階ＴＧＳパートナーズ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　権田　典之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市東山一丁目三四一番地、最後の住所石川県金沢市東山三丁目一番一〇号　被相続人　亡　森　外喜子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十日

石川県金沢市若松町京中一二三番地１

相続財産管理人　松井　誠二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市東住吉区杭全三丁目七番、最後の住所大阪府東大阪市荒本二〇五番地の二　二五棟四〇三号　被相続人　亡　小川　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十日

大阪市北区南森町一丁目三番二七号南森町丸井ビル八階

相続財産管理人弁護士　小島　幸保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市中区江波東一丁目官有四一番地、最後の住所広島市安芸区矢野東二丁目二八番一一号　被相続人　亡　山本　正之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十日

事務所広島市中区基町一―二〇オプリビル五階

相続財産管理人　弁護士　原　伸太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県防府市大字田島三二九五番地、最後の住所山口県下松市大字末武上六五六番地　被相続人　亡　福谷　恭一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十日

山口県周南市弥生町二丁目一番地西原ビル二〇二号

相続財産管理人　弁護士　石原詠美子

無縁墳墓等改葬公告

敷地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十二年一月二十日

一、墳墓等所在地　徳島県板野郡北島町鯛浜字西中野四〇―二

二、墳墓等の名称　新見伴正ほか二十二基　不詳

三、死亡者の本籍及び氏名　不詳

四、改葬を行おうとする者　徳島県板野郡北島町鯛浜字西中野四二―六　松田　保治

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

社団法人全国旅行業協会弁済業務規約第十一条第三項の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員であった旅行業者

㈠　旅行業の業務の範囲　第二種旅行業

㈡　登録番号　大阪府知事登録旅行業第二―一五二二号

㈢　商号　株式会社サン太陽トラベル

㈣　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　株式会社サン太陽トラベル　大阪市中央区北浜三丁目二番二三号

代表取締役　菅野　義彦

㈤　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　大阪市中央区北浜三丁目二番二三号

㈥　旅行業の登録年月日　平成四年一月十六日

㈦　当協会の保証社員としての地位を失った年月日　平成二十一年十一月四日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十一年十二月二十二日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証の申出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する旅行者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引の成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通を、認証対象保証社員の所属する当協会の支部に提出してください。なお、弁済限度額は、一千百万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

㈠　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

㈡　前号の受理については、認証対象保証社員に係る最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申出は、当該最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日に同時に受理されたものとみなします。

平成二十二年一月二十日

東京都港区虎の門四丁目一番二〇号田中山ビルディング　社団法人全国旅行業協会

会長　二階　俊博

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成22年1月20日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①多摩中央ミサワホーム株式会社　②東京都知事(1)第21752　③代表取締役　山口隆　④東京都立川市柴崎町四丁目１番６号　⑤2000万円　⑥東京都知事　⑦東京都立川市柴崎町四丁目１番６号　ＹＳ株式会社　代表清算人　山本健一

①シービー・リチャードエリス株式会社　②国土交通大臣(12)1075　③代表取締役　トニー・インソン・チャー　④東京都港区浜松町二丁目２番12号　廃止した従たる事務所　鹿児島県鹿児島市西千石町１―32鹿児島西千石ビル７階　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区浜松町二丁目２番12号　シービー・リチャードエリス株式会社　代表取締役　トニー・インソン・チャー

①株式会社ルアーズコーポレーション　②大阪府知事1152437　③代表取締役　岩月靖　④旧大阪府大阪市中央区高津一丁目９番10号　㈱大阪府大阪市中央区高津一丁目３番９号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市中央区高津一丁目３番９号　株式会社ルアーズコーポレーション　代表取締役　岩月靖

①大和商建　②大阪府知事(3)45764　③松久保達郎　④大阪府枚方市長尾東町２丁目39―１　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府枚方市長尾東町２丁目39―１　大和商建　松久保達郎